

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成19年12月27日(2007.12.27)

【公開番号】特開2005-181309(P2005-181309A)

【公開日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-026

【出願番号】特願2004-353685(P2004-353685)

【国際特許分類】

G 0 1 N 35/10 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 35/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月12日(2007.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

試薬を収容した可撓性を有する容器本体を含む試薬容器と接続される分析装置であつて、前記試薬を使用して分析物を分析する装置本体と、一端が前記装置本体に接続され、他端が前記試薬容器に接続される試薬移送手段とを備え、

前記試薬移送手段は、前記試薬容器に対して着脱可能に接続されるとともに、前記装置本体と前記試薬容器との間の第1流路を形成および遮断する第1開閉部材を有する第1接続部を含み、

前記第1開閉部材は、前記第1接続部が前記試薬容器から離脱したときに前記第1流路を遮断し、前記第1接続部が前記試薬容器に接続されたときに前記第1流路を形成する、分析装置。

【請求項2】

前記第1開閉部材は、前記第1接続部が前記試薬容器から離脱すると第1弾性部材の付勢力により前記第1流路を遮断する位置に移動し、前記試薬容器に接続されたときは、前記第1弾性部材の付勢力に抗する方向に移動されて前記第1流路が形成される、請求項1に記載の分析装置。

【請求項3】

前記試薬容器は、前記第1接続部に着脱可能に接続される第2接続部を含み、

前記第1接続部は、

前記試薬容器の第2接続部の少なくとも一部を収容する凹部と、

前記凹部内に進退可能に取り付けられ、前記試薬容器の第2接続部を前記第1接続部に対して固定するための固定部材と、

前記凹部に対して移動可能に取り付けられ、第1の位置で前記固定部材を前記凹部内に進出せしめるように前記固定部材を押圧するとともに、第2の位置で前記固定部材に対する押圧を解除する押圧部材とを含む、請求項1または2に記載の分析装置。

【請求項4】

前記押圧部材は、第2弾性部材の付勢力により、前記固定部材を押圧するための第1の位置に位置するように付勢されている、請求項3に記載の分析装置。

【請求項5】

前記試薬容器は、前記可撓性を有する容器本体の開口部分に設けられ、前記第1接続部に着脱可能に接続される第2接続部を含み、

前記第2接続部は、前記試薬移送手段と前記容器本体との間の第2流路を形成および遮断する第2開閉部材を含み、

前記第2開閉部材は、前記第2接続部が前記第1接続部から離脱したときに前記第2流路を遮断し、前記第2接続部が前記第1接続部に接続されたときに前記第2流路を形成する、請求項1に記載の分析装置。

【請求項6】

分析物を分析する装置本体と、一端が前記装置本体に接続され、試薬を前記装置本体に移送するための試薬移送手段とを備えた分析装置の前記試薬移送手段の他端に着脱可能に接続される試薬容器であって、

前記試薬を収容した可撓性を有する容器本体と、

前記容器本体の開口部分に設けられ、前記試薬移送手段に着脱可能に接続される接続部とを備え、

前記接続部は、前記試薬移送手段と前記容器本体との間の流路を形成および遮断する開閉部材を含み、

前記開閉部材は、前記接続部が前記試薬移送手段から離脱したときに前記流路を遮断し、前記接続部が前記試薬移送手段に接続されたときに前記流路を形成する、試薬容器。

【請求項7】

前記開閉部材は、前記接続部が前記試薬移送手段から離脱すると弾性部材の付勢力により前記流路を遮断する位置に移動し、前記試薬移送手段に接続されたときは、前記弾性部材の付勢力に抗する方向に移動されて前記流路が形成される、請求項6に記載の試薬容器。

【請求項8】

前記容器本体内の試薬をさらに備える、請求項6または7に記載の試薬容器。